

# 白河市地域防災計画

## 地震災害対策編

(令和4年3月修正)

白 河 市 防 災 会 議

# 目 次

## 第 1 章 総 則

第 1 節	計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 1 節	第 1 計画の目的及び位置づけ	
第 2 節	第 2 計画の構成	
第 3 節	第 3 計画の推進及び修正	
第 4 節	第 4 他の法令に基づく計画との関係	
第 5 節	第 5 計画の周知徹底	
第 2 節	災害対策の基本理念、計画の基本方針及び活動目標・・・・・・・・	3
第 1 節	第 1 災害対策の基本理念	
第 2 節	第 2 基本方針	
第 3 節	第 3 発災直前及び発災後の活動目標	
第 3 節	防災関係機関の事務または業務の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第 1 節	第 1 白河市	
第 2 節	第 2 消防機関	
第 3 節	第 3 指定地方行政機関	
第 4 節	第 4 陸上自衛隊	
第 5 節	第 5 福島県	
第 6 節	第 6 福島県警察	
第 7 節	第 7 指定公共機関または指定地方公共機関	
第 8 節	第 8 災害協力団体及び防災関係団体	
第 9 節	第 9 防災関係機関の実施責任	
第 4 節	調査研究体制の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第 1 節	第 1 防災アセスメントの実施及び防災マップ等の整備	
第 2 節	第 2 自主防災組織の推進及び育成について	
第 5 節	白河市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第 1 節	第 1 白河市の自然条件	
第 2 節	第 2 白河市の社会的条件	
第 3 節	第 3 白河市の自然災害等の記録	
第 6 節	地震災害と地震被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第 1 節	第 1 白河市における地震発生状況	
第 2 節	第 2 白河市の地震想定	
第 3 節	第 3 白河市の被害想定	
第 4 節	第 4 福島県の地震災害と地震被害想定調査	
第 7 節	地震防災緊急事業五箇年計画・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第 1 節	第 1 計画の主旨	
第 2 節	第 2 対策	

第8節	住民等の責務	13
第1	住民の責務	
第2	消防機関	

## 第2章 災害予防計画

第1節	防災組織の整備	14
第1	市の防災組織	
第2	福島県	
第3	防災関係機関の防災組織	
第4	白河市消防団	
第5	自主防災組織	
第6	応援協力体制の整備	
第7	事業所	
第8	公的機関の業務継続性の確保	
第2節	防災情報通信網の整備	15
第1	防災通信体制の整備	
第2	その他通信網の整備活用	
第3節	地震観測体制	16
第1	地震観測網	
第2	福島県震度情報ネットワークシステム	
第4節	地盤災害等予防対策	18
第1	地盤災害予防のための各種対策	
第2	造成地の災害予防対策	
第3	液状化災害の予防対策	
第4	二次災害予防対策	
第5節	火災予防対策	19
第1	消防体制の整備	
第2	広域的な応援体制の整備	
第3	火災予防計画	
第4	初期消火体制の整備	
第5	火災拡大要因の除去計画	
第6節	積雪対策	20
第1	除雪対策	

第7節	受援・応援体制の整備	21
第1	消防相互応援協定	
第2	市町村相互応援協定等の締結	
第3	防災関係機関等との協定等	
第4	受援体制の整備	
第8節	都市の防災構造の強化及び文化財等災害予防対策	22
第1	建築物防災対策	
第2	防災上重要な建築物の耐震性確保等	
第3	防災空間の確保	
第4	文化財災害の予防	
第9節	ライフライン関連施設の予防対策	25
第1	上水道施設予防対策	
第2	下水道施設予防対策	
第3	電力施設	
第4	ガス施設	
第5	電話施設	
第6	鉄道施設	
第10節	緊急輸送の環境整備	27
第1	緊急輸送の環境整備	
第2	航空輸送の環境整備	
第11節	避難の環境整備	28
第1	避難計画の策定	
第2	指定緊急避難場所の指定等	
第3	指定避難所の指定等	
第4	指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点	
第5	避難路の選定	
第6	避難場所等の居住者に対する周知	
第7	避難誘導體制の整備	
第8	学校、病院、社会福祉施設等における避難計画	
第9	男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進	
第10	平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進	
第12節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	29
第1	医療（助産）救護体制の整備	
第2	防疫体制	
第3	広域医療体制の整備	
第13節	食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、災害廃棄物処理計画の策定 及び罹災証明書発行体制の整備	30
第1	備蓄品の確保	
第2	防災資機材等の整備	
第3	災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立	
第4	罹災証明書発行体制の整備	

第14節	防災教育	31
第1	防災知識の普及啓発	
第2	防災上重要な施設における防災教育	
第3	防災対策要員に対する防災教育	
第4	防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練	
第5	学校教育における防災教育	
第6	災害教訓の伝承	
第15節	防災訓練	32
第1	総合防災訓練	
第2	個別訓練	
第3	事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	
第4	訓練の評価と市地域防災計画等への反映	
第16節	自主防災組織の整備	33
第1	自主防災組織の育成指導	
第2	自主防災組織の編成基準	
第3	自主防災組織の活動	
第4	自主防災組織の充実	
第5	企業防災の促進	
第6	地区防災計画の作成	
第17節	要配慮者対策	34
第1	白河市地域防災計画、全体計画において定める全般的事項	
第2	避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供	
第3	個別計画の策定	
第4	社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築	
第5	要配慮者利用施設等における対策	
第6	要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備	
第7	避難所の整備	
第8	福祉避難所の指定	
第9	在宅者に対する対策	
第10	外国人及び市外からの来訪者への対策	
第18節	災害ボランティアとの連携	35
第1	ボランティア活動の意義	
第2	ボランティアの啓発活動	
第3	ボランティア団体等の把握	
第4	ボランティアの種類	
第5	災害ボランティアの受入れ体制の整備	

# 第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	36
第1	白河市災害対策本部の設置	
第2	災害対策本部の運営	
第2節	職員・市消防団の動員配置	37
第1	配備基準	
第2	職員の動員	
第3	職員の配備	
第4	市消防団員の動員	
第3節	地震災害情報等の収集・伝達	38
第1	地震情報等の受理伝達	
第4節	被害情報等の収集・伝達	41
第1	被害情報の収集・伝達体制	
第2	被害報告の要領	
第5節	通信の確保	42
第1	伝達体制	
第6節	応援協力の要請	43
第1	応援協力の要請	
第2	応援受援体制の確保	
第7節	災害広報	44
第1	広報活動及び実施手順	
第2	報道機関への発表	
第8節	消火活動	45
第1	消防本部による消火活動	
第2	消防団による活動	
第3	県内隣接協定及び統一応援協定による応援	
第4	他都道府県への応援要請	
第9節	救助・救急	47
第1	関係機関の救助・救急活動	
第2	市による救助・救急活動	
第3	自主防災組織、事業所等による救助活動	
第4	広域応援	

第10節	自衛隊派遣要請	48
第1	災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲	
第2	災害派遣要請の要求要領	
第3	災害派遣部隊の受入れ体制の整備	
第4	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	
第5	派遣部隊の撤収	
第6	経費の負担区分	
第11節	避難	49
第1	住民避難情報や災害発生情報の発令	
第2	警戒区域の設定	
第3	避難の誘導	
第4	避難所の開設等	
第5	安否情報の提供等	
第12節	医療・助産救護	50
第1	医療・助産救護活動	
第2	応急救護所の設置	
第3	救護班の業務	
第4	応援の要請	
第5	傷病者等の搬送	
第6	医薬品、資機材の確保等	
第13節	道路の確保（道路障害物除去等）及び緊急輸送対策	51
第1	道路の確保（道路障害物除去等）	
第2	緊急輸送路等の確保	
第3	輸送拠点	
第4	緊急輸送の範囲・手段	
第14節	災害警備活動及び交通規制措置	52
第1	災害警備活動	
第2	交通規制措置	
第3	緊急通行車両	
第4	警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等	
第15節	防疫及び保健衛生	53
第1	防疫活動	
第2	食品衛生監視	
第3	健康支援活動	
第4	精神保健活動	
第5	防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達	
第6	動物（ペット）救護	

第16節	災害廃棄物処理対策	54
第1	がれき発生量の推計	
第2	がれき処理体制の確保	
第3	がれき処理対策	
第4	災害廃棄物排出量の推計	
第5	収集対策	
第6	ごみ処理対策	
第7	ごみ処理施設	
第8	し尿処理対策	
第9	し尿処理施設	
第10	応援体制の確保	
第17節	給水救護対策	56
第1	給水の救護対策	
第18節	食料救護対策	57
第1	食料の救護対策	
第2	食料の確保	
第3	災害時における食品集積場所	
第4	救護物資の仕分け作業	
第5	食料の輸送	
第19節	生活必需物資救援対策	58
第1	生活必需物資の救援対策	
第2	災害時における救援物資集積場所	
第3	救援物資の仕分け作業	
第4	生活必需品の輸送	
第20節	被災地の応急対策	59
第1	被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談	
第2	障害物の除去	
第3	応急仮設住宅の建設	
第4	住宅の応急修理等	
第5	土木施設の応急対策	
第6	災害相談対策	
第21節	死者の捜索、遺体の処理等	60
第1	全般的な事項	
第2	遺体の捜索	
第3	遺体の収容	
第4	遺体の火葬、埋葬	
第5	災害弔慰金の支給	



第2 2 節	ライフライン関連施設の応急対策	6 1
第1	上水道施設応急対策	
第2	下水道施設応急対策	
第3	電気施設応急対策[東北電力ネットワーク(株)白河電力センター]	
第4	ガス施設(都市ガス) 応急対策[東北ガス株式会社]	
第5	電気通信施設応急対策[東日本電信電話(株)福島支店]	
第6	鉄道施設応急対策[東日本旅客鉄道(株)新白河駅]	
第7	バス応急対策[福島交通(株)白河営業所、ジェイアールバス関東(株)東北白河支店]	
第2 3 節	公共建築物及び道路、河川施設等の応急対策	6 2
第1	公共施設等の応急対策	
第2	教育施設・文化財の応急対策	
第3	道路等・橋梁の応急対策	
第4	河川等の応急対策	
第2 4 節	文教対策	6 4
第1	児童・生徒等保護対策及び応急教育対策	
第2	教科書及び学用品の調達・支給	
第3	文化財の保護及び応急対策	
第2 5 節	要配慮者対策	6 5
第1	要配慮者に係る対策	
第2	社会福祉施設等に係る対策	
第3	障がい者及び高齢者に係る対策	
第4	児童に係る対策	
第5	外国人に係る対策	
第2 6 節	災害ボランティアとの連携	6 6
第1	ボランティア団体等の受入れ	
第2	ボランティアの活動内容	
第3	連携体制の確保	
第2 7 節	災害救助法の適用等	6 7
第1	災害救助法の適用	
第2	災害救助法の適用手続き等	
第3	救助の実施状況の記録及び報告	
第4	特別基準の申請	
第5	災害救助法による救助の種類及び救助費の繰替支弁	
第6	災害対策基本法に基づく強制権等	
第2 8 節	被災者生活再建支援法に基づく支援等	6 8
第1	被災者生活再建支援法に基づく支援	
第2	罹災証明書の交付	
第3	被災者台帳	

## 第4章 災害復旧計画

第1節	施設の復旧対策	69
第1	災害復旧事業計画の作成	
第2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	
第3	激甚災害の指定	
第4	災害復旧事業の実施	
第2節	被災地の生活安定	70
第1	義援金品の配分	
第2	被災者の生活確保	
第3	災害弔慰金の支給	
第4	被災者への融資	

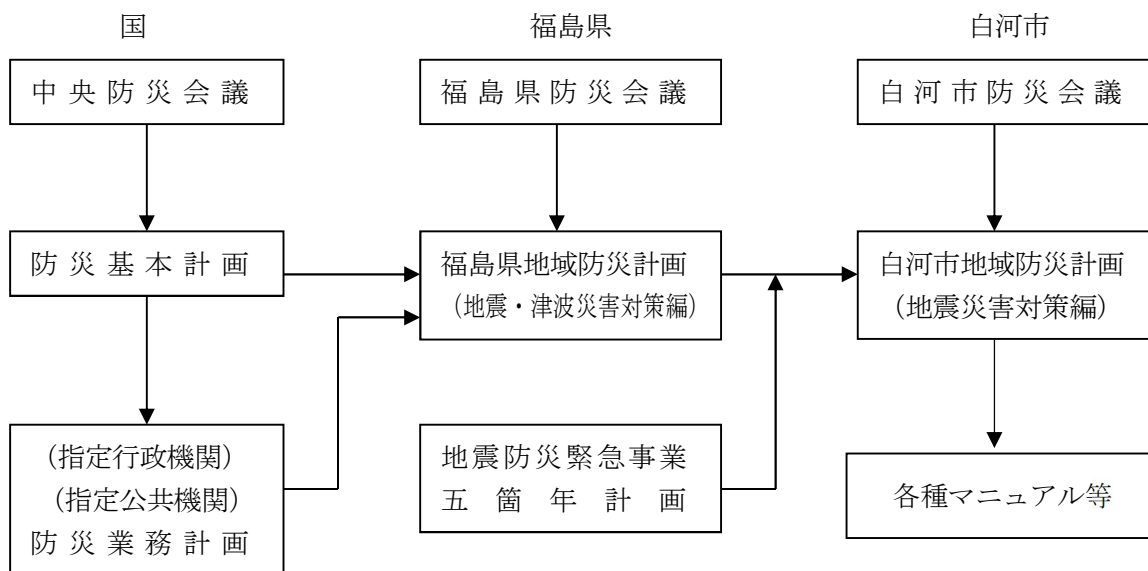
# 第1章 総 則

# 第1節 計画の目的

## 第1 計画の目的及び位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づくとともに、平成10年8月未豪雨災害、平成23年3月11日の東日本大震災及び令和元年東日本台風の教訓を生かし、白河市防災会議が作成する計画であって、白河市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減することをもって、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

国、県、市における防災会議と防災計画（地震災害対策編）の位置づけ



## 第2 計画の構成

白河地域防災計画は、次の各編で構成する。

1 一般災害対策編（水害及び雪害等の対策について定める。）

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画
- 第4章 災害復旧計画

2 地震災害対策編（地震対策について定める。）

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画
- 第4章 災害復旧計画

- 3 原子力災害対策編  
第1章 原子力災害対策計画
- 4 事故対策編  
第1章 事故対策計画
- 5 資料編（計画全般に関する資料等を記載する。）

### 第3 計画の推進及び修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

本計画の下位には、地域防災計画に規定する対策を効果的に実施するための具体的な活動要領を記載した各種マニュアル等を位置づける。

なお、市及び各防災関係機関は、本計画と各防災関係機関の防災業務計画等の整合をとり、相互に効果的な取組を推進する。

### 第4 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、市の地域にかかる災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであって、市の地域を包含する福島県地域防災計画及び各機関が作成する防災業務計画と矛盾または抵触するものであってはならないものとする。

### 第5 計画の周知徹底

市及び防災関係機関等並びに市民・事業所等は平常時から訓練その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

#### 1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

#### 2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図るものとする。

## 第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

### 第1 災害対策の基本理念

一般災害対策編 第1章 第2節 第1を準用する。

### 第2 基本方針

一般災害対策編 第1章 第2節 第2を準用する。

### 第3 発災直前及び発災後の活動目標

一般災害対策編 第1章 第2節 第3を準用する。

## 第3節 防災関係機関の事務または業務の大綱

市は防災の一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び防災関係機関が防災に関して処理する事務または業務の大綱は、次のとおりとする。

### 第1 白河市

一般災害対策編 第1章 第3節 第1を準用する。

### 第2 消防機関

一般災害対策編 第1章 第3節 第2を準用する。

### 第3 指定地方行政機関

一般災害対策編 第1章 第3節 第3を準用する。

### 第4 陸上自衛隊

一般災害対策編 第1章 第3節 第4を準用する。

### 第5 福島県

一般災害対策編 第1章 第3節 第5を準用する。

### 第6 福島県警察

一般災害対策編 第1章 第3節 第6を準用する。

### 第7 指定公共機関または指定地方公共機関

一般災害対策編 第1章 第3節 第7を準用する。

### 第8 災害協力団体及び防災関係団体

一般災害対策編 第1章 第3節 第8を準用する。

### 第9 防災関係機関の実施責任

一般災害対策編 第1章 第3節 第9を準用する。

## 第4節 調査研究体制の推進

### 第1 防災アセスメントの実施及び防災マップ等の整備

一般災害対策編 第1章 第4節 第1を準用する。

### 第2 自主防災組織の推進及び育成について

一般災害対策編 第1章 第4節 第2を準用する。



## 第5節 白河市の概況

### 第1 白河市の自然条件

一般災害対策編 第1章 第5節 第1を準用する。

### 第2 白河市の社会的条件

一般災害対策編 第1章 第5節 第2を準用する。

### 第3 白河市の自然災害等の記録

一般災害対策編 第1章 第5節 第3を準用する。

## 第6節 地震災害と地震被害想定

### 第1 白河市における地震発生状況

本市における有感地震（人体に感じる地震）は、過去30年において年平均して79回程度発生している。東日本大震災が発生した2011年の地震回数が最も多く、1,400回発生している。

なお、東日本大震災が発生した2011年以降のデータを除く、過去25年間の地震回数では、年平均32回程度となっている。

### 第2 白河市の地震想定

#### 1 基本的な考え方

未曾有の被害をもたらした東日本大震災に基づき、本市における地震想定を設定するものである。

#### 2 地震想定

##### (1) 地震の規模

海溝型 マグニチュード7前後

##### (2) 季節及び気象条件

季節	曜日	時刻	風速	天気
冬	平日	午後2時	7m/s	曇り

##### (3) 想定震度

市内の震度 5弱

### 第3 白河市の被害想定

前記の地震想定より、次の被害が予想される。

#### 1 物的被害

- (1) 建築物（家屋等）の倒壊・損壊等
- (2) 窓ガラス、看板等の落下による被害
- (3) 工作物（石塀・ブロック塀など）の倒壊・損壊等
- (4) 公共施設（行政機関庁舎・警察署・消防署・ライフライン関係機関等）の中核機能への被害
- (5) ライフライン被害（上下水道・電力・ガス・通信網）
- (6) 交通基盤施設の被害（道路、鉄道）
- (7) 危険物施設（石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物）の被害
- (8) 医療施設の被害
- (9) コンピュータ等の被害
- (10) 山崩れ、がけ崩れ、落石、地割れ及び亀裂等の被害
- (11) 液状化現象による工作物等の倒壊
- (12) 同時多発火災の発生

#### 2 人的被害

- (1) 死傷者
- (2) 要救護者
- (3) 帰宅困難者

## 第4 福島県の地震災害と地震被害想定調査

### 1 地震発生特性

地震は、発生の仕組みから見ると、大きく分けて2つのタイプにまとめられる。プレートがぶつかりあうプレート境界で発生する海溝型地震と、プレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸の直下の地震の2つである。

#### (1) 直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）

県内の顕著な活断層は、阿武隈山地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部に認められる。

##### ア 阿武隈山地東縁部

阿武隈山地東縁部にある双葉断層は、既に先第四紀に形成された断層帯の一部が再活動したもので、この辺りには断層線に沿ってしばしば河川、山脚の横ずれ変位が認められる。

##### イ 福島盆地西縁部

福島盆地西縁部の活断層は、盆地西縁の丘陵と盆地床との地形境界に位置しており、古くから盆地形成に関与したものと注目されていた。これらの断層の活動によって、扇状地面や河岸段丘面は、切断・変形され、断層崖や低断層崖が形成されている。

##### ウ 会津盆地西縁部

会津盆地西縁部では、丘陵を構成する鮮新～更新世の断層は一様に東側（盆地側）に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。

##### エ その他

この3つの断層以外に、南会津地域には大内一倉村断層が存在する。この断層の西側の山地は、東側より300m高く、地質的にも西側には、先第三紀盤岩が露出するが、東側にはそれがなく湖成層等が発達する。

また、栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が福島県との県境まで伸びていることが推定されている。宮城県南部には、白石断層が確認されており、この断層の活動により1956年の白石地震（M=6.0）が発生したといわれている。

#### (2) 海溝型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）

海溝型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。

また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、福島県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

#### (3) 東日本大震災

##### ア 地震、津波の被害

三陸沖を震源としたマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りにおいても建物やかんがいダム等への被害が生じた。また、長期間にわたって余震が続き、歴史上類を見ない大災害となった。

##### イ 原子力災害の誘発

津波により東京電力㈱福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、炉心溶融により放射性物質が漏洩する国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は警戒区域に指定され、16万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

## 東日本大震災の規模、被害の概要

発生日時	平成23年3月11日 14時46分
震源	三陸沖（震源の深さ24km）
規模	マグニチュード9.0
県内の観測震度	震度6強：白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、檜葉町、双葉町、新地町 震度6弱：福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯館村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度5強：大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町
津波規模	計測値：相馬港9.3m以上、小名浜港3.3m
人的被害	死者：4,162名（直接死1,605名、関連死2,331名、死亡届226名）
建物被害	住家全壊：15,435棟 住家床上浸水：1,061棟 住家半壊：82,783棟 住家床下浸水：351棟 住家一部損壊：141,054棟 公共建物被害：1,010棟 その他建物被害：36,882棟
消防職員出動延べ人数	消防職員：5,706人 消防団員：43,776人

（平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1782報）令和2年11月5日現在）

## （4）福島県沖の地震

福島県沖を震源としたマグニチュード7.3の地震により、福島県内の広い範囲で、住家や公共施設、道路などに多くの被害をもたらした。また、死者、重軽傷者についても多くの被害が出た。

## 福島県沖の地震の規模、被害の概要

発生日時	令和3年2月13日 23時07分
震源	福島県沖（震源の深さ55km）
規模	マグニチュード7.3
県内の観測震度	震度6強：国見町、相馬市、新地町 震度6弱：福島市、郡山市、須賀川市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、天栄村、南相馬市、広野町、檜葉町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町 震度5強：白河市、二本松市、田村市、大玉村、鏡石町、泉崎村、中島村、矢吹町、玉川村、浅川町、小野町、いわき市、富岡町、葛尾村、飯館村、猪苗代町
津波規模	計測値：相馬港0.1m
人的被害	死者：2名 重傷者：5名 軽傷者：95名
建物被害	住家全壊：211棟、半壊：3,175棟、一部損壊：20,192棟 非住家公共建物：519棟、その他：1,356棟
消防職員出動延べ人数	消防職員：410人、消防団員：2,394人

（令和3年2月13日震度6強及び2月15日大雨洪水暴風警報による被害状況即報（第51報）令和3年11月9日現在）

## 2 地震被害の想定

地震による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定して事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策など震災対策を立案することが重要である。このような考え方から、県は、平成7年から3か年を通じて「地震・津波被害想定調査」を実施した。

本市においては、この調査結果及び東日本大震災の経験を踏まえ、防災課題等を抽出し、震災対策を行う。

## (1) 想定地震の設定

本計画の前提となる想定地震は、以下の4種類（内陸部3、海溝部1）である。

想定地震の概要

	地震名	マグニチュード	震源の深さ等	本市の震度
内陸部	① 福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震	M=7.0	震源の深さ 10 km 長さ 20 km 幅 5 km	4～5弱
	② 会津盆地西縁断層帯を震源とする地震	M=7.0	震源の深さ 10 km 長さ 20 km 幅 5 km	4～5弱
	③ 双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震	M=7.0	震源の深さ 10 km 長さ 20 km 幅 5 km	3～4
海溝部	④ 福島県沖を震源とする地震	M=7.7	震源の深さ 20 km 東西幅 60 km 南北長さ 100 km	4～5弱

内陸部の地震については、起震断層としての活断層の存在が認められており、周辺地域の人口規模等、地震発生による社会的な影響が大きいと判断される地震として、上記3つの地震が選定されている。

海溝部の地震については、過去に100年から200年程度の周期間隔で繰り返し同じ場所で数回の地震発生が認められていることから、1938年の福島県東方沖の地震をモデルとして想定地震の選定が行われている。

## (2) 被害想定結果

## ① 被害量

県内における想定地震ごとの定量想定結果の概要は次のとおりである。

## ② 想定地震での白河市における震度

ア 福島盆地西縁断層帯地震：震度4～震度5弱程度を想定

イ 会津盆地西縁断層帯地震：震度4～震度5弱程度を想定

ウ 双葉断層地震：震度3～4程度を想定

エ 福島県沖地震：震度4～5弱程度を想定

県で行った調査では、想定地震で市内には震度4～5弱程度の地震の揺れが発生すると想定されている。大きな揺れの場合、市内の防災上重要な施設にも被害が発生することも想定され、機能が損なわれた場合には、被災地で展開される様々な災害対策活動に大きな支障をきたすことも想定される。

## (3) 定量被害想定結果の概要

各想定地震の定量被害想定結果の概要を以下に示す。

被害想定分野		被害想定結果				
		福島盆地西縁断層帯地震	会津盆地西縁断層帯地震	双葉断層帯地震	福島県沖地震	
想定地震		M7.0、幅5km、深さ10km	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.0、幅5km、深さ10km	M7.7、浅部深さ20km	
地震動(1kmメッシュ数)		6強:約290メッシュ 6弱:約1,160メッシュ 5強:約1,860メッシュ	6強:約300メッシュ 6弱:約2,010メッシュ 5強:約1,900メッシュ	6強:約310メッシュ 6弱:約760メッシュ 5強:約1,370メッシュ	6強:0 6弱:約540メッシュ 5強:約2,090メッシュ	
液状化危険度		極めて高い:21メッシュ	極めて高い:139メッシュ	極めて高い:91メッシュ	極めて高い:87メッシュ	
斜面崩壊危険度		危険度A:997メッシュ	危険度A:1,346メッシュ	危険度A:586メッシュ	危険度A:331メッシュ	
津波被害想定		① 福島県沖低角断層(地震被害想定)の福島県沖地震のモデル) 注 ・概ね2~4mの津波高 ・津波による越流は予測されない。 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁での浸水可能性がある。 ② 福島県沖高角断層 注 ・概ね2~6mの津波高 ・1箇所では越流可能性予測 ・海外保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁の他、越流可能性予測地点の護岸背後地への浸水可能性がある。				
建物被害		木造大破壊:11,306棟 非木造倒壊棟:497棟	木造大破壊:11,031棟 非木造倒壊棟:342棟	木造大破壊:7,723棟 非木造倒壊棟:217棟	木造大破壊:4,733棟 非木造倒壊棟:158棟	
火災被害 ※消失棟数は、冬の夕方6時、風速14m/s、出火後30分の場合		出火数:最大99火点 消失棟数:1,604棟	出火数:最大97火点 消失棟数:863棟	出火数:最大64火点 消失棟数:898棟	出火の可能性は低い	
人的被害		死者(夜間):840人 死者(昼間):327人 負傷(夜間):4,324人 負傷(昼間):4,343人 避難者:51,621人	死者(夜間):749人 死者(昼間):278人 負傷(夜間):4,604人 負傷(昼間):4,476人 避難者:38,366人	死者(夜間):553人 死者(昼間):203人 負傷(夜間):2,908人 負傷(昼間):2,948人 避難者:28,599人	死者(夜間):346人 死者(昼間):131人 負傷(夜間):1,632人 負傷(昼間):1,661人 避難者:35,798人	
ライフラインの被害	上水道	送水管破損箇所数	43箇所	50箇所	62箇所	31箇所
		配水管破損箇所数	約1,400箇所	約1,500箇所	約1,100箇所	約1,300箇所
		支障需要家数(直後)	約120,000件	約84,000件	約80,000件	約100,000件
	下水道	幹線管きよ被害箇所	24箇所	13箇所	20箇所	19箇所
		枝線管きよ被害箇所	80箇所	13箇所	81箇所	72箇所
	電力	電柱被害本数 ( )は支障対象の本数	約1,000本 (410本)	約2,500本 (1,000本)	約3,100本 (1,220本)	約3,700本 (1,460本)
		架空線被害本数	約24km(約10km)	約58km(約23km)	約71km(約28km)	約85km(約34km)
		地下ケーブル被害延長	約0.21km	約0.43km	約0.28km	約0.57km
		支障需要家数	約9,500件	約7,700件	約7,700件	約12,000件
	ガス	中圧管被害箇所数	4箇所	0箇所	0箇所	3箇所
低圧管被害箇所数		約390箇所	約450箇所	約160箇所	約300箇所	
電話	電柱被害本数	約1,200本	約3,000本	約3,500本	約4,300本	
	架空線被害本数	約54km	約54km	約63km	約77km	
	地下ケーブル被害延長	約5.4km	約19.0km	約15.0km	約23.0km	
支障回線数	約9,300回線	約29,000回線	約19,000回線	約34,000回線		
道路被害箇所数	緊急輸送道路第1次指定路線:20 緊急輸送道路第2次指定路線:27	緊急輸送道路第1次指定路線:14 緊急輸送道路第2次指定路線:27	緊急輸送道路第1次指定路線:12 緊急輸送道路第2次指定路線:20	緊急輸送道路第1次指定路線:14 緊急輸送道路第2次指定路線:17		
鉄道被災区間	JR東北本線 伊達~南福島 JR東北本線 松川~杉田 JR磐越西線 翁島~川桁 阿武隈急行 富野~福島 福島交通飯坂線 飯坂温泉~平野 福島交通飯坂線 泉~福島	JR只見線 塔寺~会津若松 JR磐越西線 山都~広田 会津鉄道 南若松~西若松	JR常磐線 坂元(宮城県)~大野 阿武隈急行 富野~上保原	JR常磐線 原ノ町~大野 JR常磐線 夜ノ森~末統 JR常磐線 久ノ浜~勿来 JR常磐線 いわき~小川郷		
		【注】福島県沖低角断層と福島県沖高角断層				

## 第7節 地震防災緊急事業五箇年計画

### 第1 計画の主旨

地震防災対策特別措置法に規定されている国の財政上の特別措置を活用して地震防災体制を充実させるため、本計画を定める。

### 第2 対策

本市における計画対象事業については、地震防災対策特別措置法（平成7年6月16日法律第111号）第2条に基づき、県の地域防災計画に定められた事項のうちの地震防災上緊急に整備すべき施設等について定めた「福島県地震防災緊急事業五箇年計画」のとおりとする。

## 第8節 住民等の責務

### 第1 住民の責務

一般災害対策編 第1章 第7節 第1を準用する。

### 第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

一般災害対策編 第1章 第7節 第2を準用する。



## 第2章 災害予防計画

## 第1節 防災組織の整備

地震による災害が発生し、または発生するおそれがある場合、迅速かつ適正な応急対策や復旧振興を行うとともに、災害に強いまちづくりを推進する。

市及び関係防災機関並びに市民・事業所等がそれぞれの役割を果たすとともに、連携し一体となって災害に迅速かつ適切に対応できる組織体制づくり等に万全を期するものとする。

### 第1 市の防災組織

一般災害対策編 第2章 第1節 第1を準用する。

### 第2 福島県

一般災害対策編 第2章 第1節 第2を準用する。

### 第3 防災関係機関の防災組織

一般災害対策編 第2章 第1節 第3を準用する。

### 第4 白河市消防団

一般災害対策編 第2章 第1節 第4を準用する。

### 第5 自主防災組織

一般災害対策編 第2章 第1節 第5を準用する。

### 第6 応援協力体制の整備

一般災害対策編 第2章 第1節 第6を準用する。

### 第7 事業所

一般災害対策編 第2章 第1節 第7を準用する。

### 第8 公的機関の業務継続性の確保

一般災害対策編 第2章 第1節 第8を準用する。

## 第2節 防災情報通信体制網の整備

【市長公室、総務部、市民生活部、産業部、(株)NTT東日本ー東北福島支店、その他防災関係機関】

地震災害時に、災害情報システムが十分機能し、活用できるよう市及び防災関係機関は、防災情報通信網の整備を図るものとする。

### 第1 防災通信体制の整備

一般災害対策編 第2章 第2節 第1を準用する。

### 第2 その他通信網の整備活用

一般災害対策編 第2章 第2節 第2を準用する。

## 第3節 地震観測体制

【市民生活部、その他防災関係機関】

地震観測施設の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進するものとする。

### 第1 地震観測網

市内における主な計測震度計の設置状況は次のとおりである。

- 1 白河特別地域気象観測所（白河郭内 1-136）
- 2 福島県震度情報ネットワークシステム（白河市八幡小路 7-1）
- 3 福島県震度情報ネットワークシステム（白河市東釜子字殿田表 50）
- 4 福島県震度情報ネットワークシステム（白河市表郷金山字長者久保 2）
- 5 福島県震度情報ネットワークシステム（白河市大信町屋字沢田 18）
- 6 防災科学技術研究所（白河市新白河 2-212）

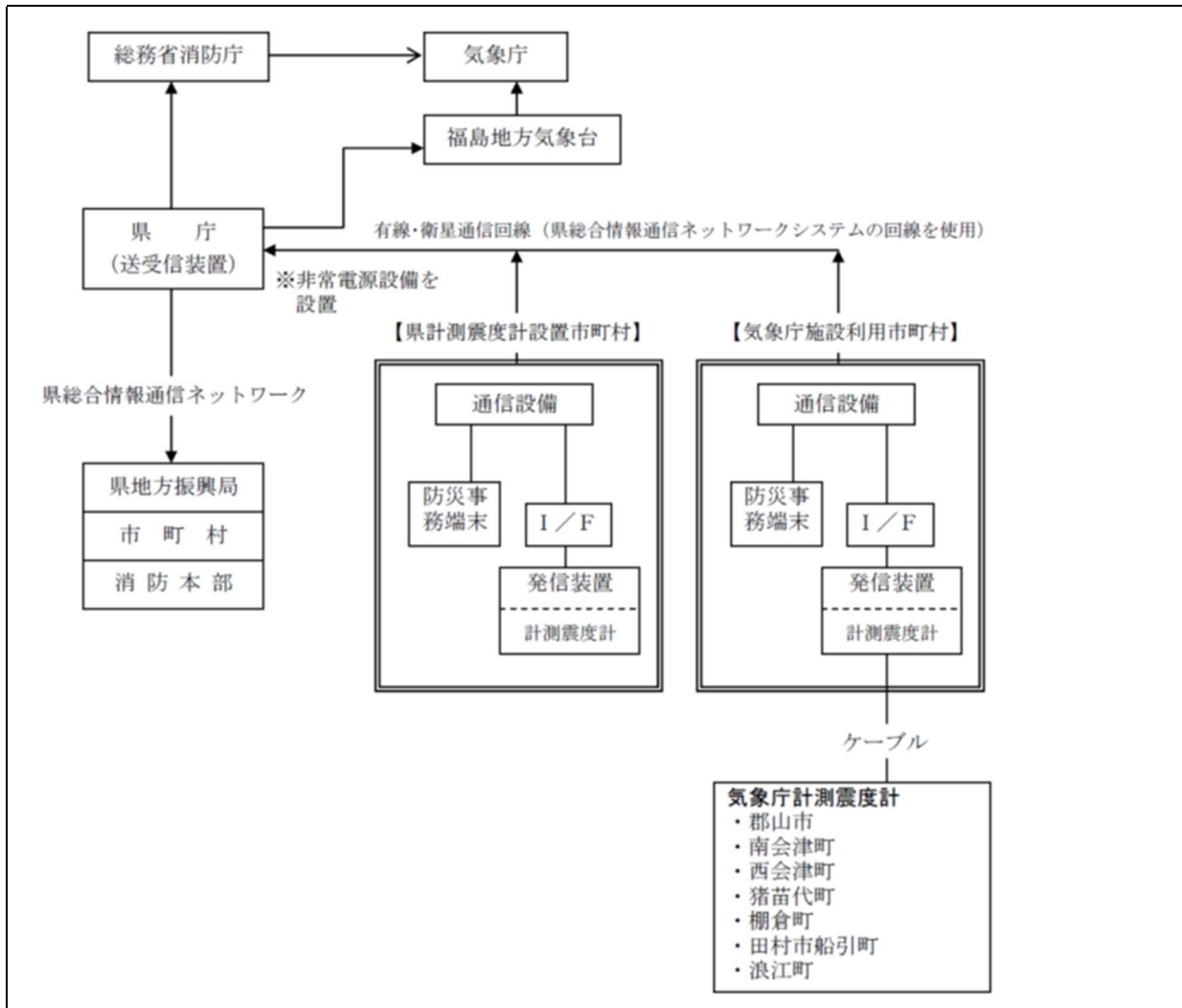
### 第2 福島県震度情報ネットワークシステム

県において整備を図った福島県震度情報ネットワークシステムは、県内の全市町村に計測震度計を整備し、気象庁において整備している7ヶ所の計測震度計と合わせて県内の全市町村の震度情報を収集し、ネットワーク化を図るものである。

また、このシステムで得られた震度情報は、県庁を經由し、総合情報通信ネットワークを通して県の各振興局、各市町村、各消防本部に配信され、市町村別の被害状況の推定、各種の応急対策の検討をはじめ、初動体制の充実・強化に活用されている。

なお、この震度情報ネットワークシステムの情報は、随時気象庁から公表される。

概 略 図



福島県地域防災計画 地震・津波災害編  
 第2章 災害予防計画  
 第3節 地震観測計画  
 第3 震度情報ネットワークシステムの概要図 より

## 第4節 地盤災害等予防対策

【市民生活部、産業部、建設部】

地震による被害（地すべり、山くずれ、がけくずれ等）を未然に防止するとともに、発生時における被害を最小限にとどめるために、危険箇所の調査、対策事業を行うものとする。また、住民に対して危険箇所の周知、警戒等を行うものとする。

### 第1 地盤災害予防のための各種対策

#### 1 地盤災害危険箇所

本市における危険箇所は次のとおりである。

- (1) 急傾斜地崩壊危険箇所 [資料2-5: 急傾斜地崩壊危険箇所]
- (2) 土石流危険溪流 [資料2-6: 土石流危険溪流箇所]
- (3) 地滑り危険地区 [資料2-7: 地滑り危険地区]
- (4) 山地災害危険地区 [資料2-8: 山腹崩壊危険地区]  
[資料2-9: 崩壊土砂流出危険地区]

#### 2 地盤災害対策事業

地盤災害（急傾斜地崩壊、土石流、地すべり、崩壊土砂流出等）を未然に防止するため、県と連携を図り、危険度の高い箇所から対策事業の促進に努めるものとする。

また、日頃から危険箇所の点検を実施することにより安全の確保に努める。

### 第2 造成地の災害予防対策

造成地に発生する地震による災害の防止を図るため、宅地造成等規制法、都市計画法、建築基準法により十分な行政指導を行うものとする。

### 第3 液状化災害の予防対策

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策が必要とされていることから、市民や建築物の施工主等に対し、周知等に努めるものとする。

### 第4 二次災害予防対策

余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するため、専門技術者等を活用し土砂災害等の危険箇所について点検を実施するものとする。

また、危険性が高いと判断された箇所については、市消防団等の協力を得て警戒を行うとともに、地域住民への周知体制、避難誘導體制等の強化に努めるものとする。

## 第5節 火災予防対策

【市民生活部、産業部、建設部、白河市消防団、白河地方広域市町村圏消防本部】

震災に対応し得る消防の組織、人員、施設等の消防体制の充実強化を図り、予防消防を徹底し、火災発生を未然に防止するとともに、これら災害による被害の軽減を行うものとする。

### 第1 消防体制の整備

一般災害対策編 第2章 第7節 第1を準用する。

### 第2 広域的な応援体制の整備

一般災害対策編 第2章 第7節 第2を準用する。

### 第3 火災予防計画

一般災害対策編 第2章 第7節 第3を準用する。

### 第4 初期消火体制の整備

一般災害対策編 第2章 第7節 第4を準用する。

### 第5 火災拡大要因の除去計画

一般災害対策編 第2章 第7節 第5を準用する。

## 第6節 積雪対策

【市民生活部、保健福祉部、建設部、水道部、教育委員会、白河警察署】

積雪期において地震が発生した場合、市民生活の安定を確保するため、道路の除雪・排雪等の措置を講ずるほか、凍結やなだれ等による災害防止の対策を行うものとする。

### 第1 除雪対策

#### 1 除雪・排雪

国、県の道路管理者との緊密な連絡のもとに、主要道路の除雪・排雪を行い、交通輸送の確保に努めるものとする。

また、除雪・排雪に伴い道路通行の禁止や制限の必要を認めた場合は、白河警察署に連絡し、所要の措置を講ずるとともに、緊急輸送車の通行に必要な措置を講ずるものとする。

なお、排雪については、積雪量等を考慮し必要に応じ行うものとする。

#### 2 凍結時の交通の確保

道路が凍結し、または凍結するおそれのある場合は、国、県の道路管理者と連絡を密にし、凍結防止剤等の散布を行い、冬季における交通の安全確保に努めるものとする。

#### 3 排雪場所

阿武隈川筋を排雪場所とし、状況により市街地の広場も利用するものとする。

#### 4 除雪計画

積雪時における除雪作業を効率及び効果的に実施するため除雪計画を別に定める。



## 第7節 受援・応援体制の整備

【市長公室、総務部、市民生活部、水道部、白河地方広域市町村圏消防本部、その他関係機関】

大災害が発生した場合、その応急対策を講ずるに当たっては、本市のみでは対応が不可能な場合が起り得る。このため、広域的な受援・応援体制をあらかじめ確立するものとする。

### 第1 消防相互応援協定

一般災害対策編 第2章 第8節 第1を準用する。

### 第2 市町村相互応援協定等の締結

一般災害対策編 第2章 第8節 第2を準用する。

### 第3 防災関係機関等との協定等

一般災害対策編 第2章 第8節 第3を準用する。

### 第4 受援体制の整備

一般災害対策編 第2章 第8節 第4を準用する。

## 第8節 都市の防災構造の強化及び文化財等災害予防対策

【建設部、白河地方広域市町村圏消防本部】

市街地において地震が発生した場合、住民の生命、財産の被害が大きくなるおそれがあることから、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、都市公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保等により、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

### 第1 建築物防災対策

#### 1 耐震改修促進計画

市は、社会情勢の変化や耐震化の進歩状況を勘案し、耐震改修促進法の改正内容を踏まえて、更なる耐震化促進の取組を強化するよう、必要に応じて見直しに取り組む。

- (1) 耐震診断及び耐震改修の促進
- (2) 落下物対策
- (3) ブロック塀等対策
- (4) 定期調査報告の推進

#### 2 一般建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。

このため、市は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な施行に努める。

#### 3 被災建築物の応急危険度判定体制の構築

市は、地震により被災した建築物が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うための判定活動体制の構築に努める。

#### 4 窓ガラス等の落下物防止対策

- (1) 市は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、建築物の所有者又は管理者に対し窓ガラス、看板等の落下防止対策の重要性について啓発指導する。  
また、避難場所までの避難路に面する建築物3階以上のものを対象に落下物の実態調査を行う。
- (2) 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。
- (3) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

#### 5 ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊を防止するため、次の施策を実施する。

- (1) 市は、市民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。
- (2) 市は、通学路、避難路及び避難場所等のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
- (3) 市は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。

- (4) 市は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

## 6 建築物不燃化の促進

新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

### (1) 既存建築物に対する改善指導

市は、不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防火性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

また、大規模な既存特殊建築物及び中小雑居ビルに対して、防火及び人の避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

### (2) 防火対象物定期点検報告制度

市は、消防本部が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じ、消防本部と連携して防火避難施設の改善を指導する。

## 第2 防災上重要な建築物の耐震性確保等

市は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、それらの施設の重要度に応じた耐震性の確保を図る。

### 1 耐震診断・耐震化の実施

市は、防災上重要建築物について、耐震診断を速やかに実施し、公共建築物の耐震診断実施状況や実施結果に基づき、耐震化を行うなど耐震性の確保を図る。

### 2 建築設備の耐震性確保

市は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、建築設備についても耐震性に十分配慮する。特に、災害対策本部を設置する施設においては、優先的に建築設備の耐震性の確保を図る。

なお、防災拠点施設、避難施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の断絶等の不測の事態に備え、太陽光パネルや非常用発電装置の設置など、業務の継続に必要な非常用設備の整備を推進する。

### 3 ロッカー、書架等の転倒防止対策

市は、防災上重要建築物に該当する施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ロッカー、書架等の転倒防止策を行うとともに、転倒防止対策について、定期的に確認を行う。

### 4 防災拠点施設の整備等

新たに整備する防災拠点施設には、次に掲げる設備を図る。

- (1) 非常電源設備
- (2) 防災倉庫（災害対策活動要員用物資を対象とする。）
- (3) 非常用排水設備又は排水槽

## 第3 防災空間の確保

### 1 都市公園等の整備

都市公園等は、大規模な災害の発生時には、延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。このため、市は、計画的に整備拡大を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

## 2 道路の整備

道路は、災害時には、避難路や救援路、更には防火帯の役目を果たすなど重要な役割を果たしている。このため、市は、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等の緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークの計画的な整備を推進する。

## 3 防災機能の確保

市は、都市基盤として整備される道路や都市公園等を利用して、耐震性貯水槽等の災害時に必要となる施設の整備を検討するほか、ライフラインの信頼性を確保するため、各事業者と協力して電線類共同溝等の整備を推進する。

## 4 オープンスペースの確保

市は、災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、定期的に調査を実施し、その把握に努める。

# 第4 文化財災害の予防

一般災害対策編 第2章 第9節 第2を準用する。

## 第9節 ライフライン関連施設の予防対策

(上水道・下水道・電力・ガス・通信施設・交通施設)

【水道部、東北電力ネットワーク(柵白河電力センター、ガス事業者、東日本電信電話(柵福島支店、東日本旅客鉄道(柵新白河駅)】

地震による各設備及び施設の被害を軽減し、安定したライフラインの確保を図るとともに、施設の破損等による二次被害防止に努めるものとする。

### 第1 上水道施設予防対策

#### 1 上水道施設予防対策

市は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により

水道施設の整備を図る。

また、老朽管の布設替に合わせ、耐震性の高い資材に更新することにより、耐震化を進める。

#### 2 応急復旧用資機材の確保

市は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておく。

#### 3 相互応援

市は、隣接水道事業者や地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図る。

### 第2 下水道施設予防対策

#### 1 下水道施設の整備

市は、地震に対する下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたり、立地条件に応じて次の対策を実施する。

- (1) ポンプ場及び処理場内の重要施設について、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう予備の確保などの整備を検討する。
- (2) 液状化対策として、主要な管渠工事にあたっては、事前に地質調査を実施するとともに、埋め戻しに液状化が起こりにくい材料を使用するなどの工法の検討を行なう。
- (3) ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮する。
- (4) 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図る。

#### 2 応急復旧用資機材の確保

市は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図る。

#### 3 要員の確保

市は、応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を推進する。

### 第3 電力施設

一般災害対策編 第2章 第10節 第3を準用する。

### 第4 ガス施設

一般災害対策編 第2章 第10節 第4を準用する。

### 第5 電話施設

一般災害対策編 第2章 第10節 第5を準用する。

### 第6 鉄道施設

一般災害対策編 第2章 第10節 第6を準用する。

## 第10節 緊急輸送の環境整備

【産業部、建設部、その他防災関係機関】

大地震発生後における応急対策活動時に必要な物資機材・要員等の輸送を行うため、各拠点との有機的な連携を考慮し、緊急輸送路等を指定するとともに、管理者は、それぞれの計画に基づき、整備を図るものとする。

### 第1 緊急輸送の環境整備

一般災害対策編 第2章 第11節 第1を準用する。

### 第2 航空輸送の環境整備

一般災害対策編 第2章 第11節 第2を準用する。

## 第1.1節 避難の環境整備

【市民生活部、保健福祉部、産業部、建設部、教育委員会、その他防災関係機関】

大災害が発生するおそれがある場合、迅速に安全な場所に住民を避難することが人命を守る上で重要となっているため、「指定緊急避難場所」、「指定避難所」の2種類の施設を整備するとともに、避難場所の開設、運営等についても迅速な体制化を図るものである。

また、広域的な避難対策として、被災市町村から受け入れ先の要請があった場合、避難所の開設や被災市町村と協力し避難所の運営をおこなうものとする。

### 第1 避難計画の策定

一般災害対策編 第2章 第1.2節 第1を準用する。

### 第2 指定緊急避難場所の指定等

一般災害対策編 第2章 第1.2節 第2を準用する。

### 第3 指定避難所の指定等

一般災害対策編 第2章 第1.2節 第3を準用する。

### 第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

一般災害対策編 第2章 第1.2節 第4を準用する。

### 第5 避難路の選定

一般災害対策編 第2章 第1.2節 第5を準用する。

### 第6 避難場所等の居住者に対する周知

一般災害対策編 第2章 第1.2節 第6を準用する。

### 第7 避難誘導體制の整備

一般災害対策編 第2章 第1.2節 第7を準用する。

### 第8 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

一般災害対策編 第2章 第1.2節 第8を準用する。

### 第9 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

一般災害対策編 第2章 第1.2節 第9を準用する。

### 第10 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

一般災害対策編 第2章 第1.2節 第10を準用する。



## 第12節 医療(助産)救護・防疫体制の整備

【市民生活部、保健福祉部、白河地方広域市町村圏消防本部、(一社)白河医師会】

市は、医療(助産)救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療(助産)救護・防疫体制の整備充実を図るものとする。

### 第1 医療(助産)救護体制の整備

一般災害対策編 第2章 第13節 第1を準用する。

### 第2 防疫体制

一般災害対策編 第2章 第13節 第2を準用する。

### 第3 広域医療体制の整備

一般災害対策編 第2章 第13節 第3を準用する。

## 第13節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、災害廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備

【市民生活部、産業部、建設部、水道部、農業協同組合、白河商工会議所、商工会】

市は、市民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、震災時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備、災害廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備を図るものとする。

また、市民は、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

### 第1 備蓄品の確保

一般災害対策編 第2章 第14節 第1を準用する。

### 第2 防災資機材等の整備

一般災害対策編 第2章 第14節 第2を準用する。

### 第3 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

一般災害対策編 第2章 第14節 第3を準用する。

### 第4 罹災証明書発行体制の整備

一般災害対策編 第2章 第14節 第4を準用する。

## 第14節 防災教育

【市長公室、総務部、市民生活部、保健福祉部、産業部、建設部、水道部、教育委員会、白河地方広域市町村圏消防本部、その他防災関係機関】

地震発生時における被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の修得に努めるとともに、日頃から災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を理解し、冷静かつ的確な対応が出来るよう、防災知識の普及と防災意識の高揚を図るものとする。

### 第1 防災知識の普及啓発

一般災害対策編 第2章 第15節 第1を準用する。

### 第2 防災上重要な施設における防災教育

一般災害対策編 第2章 第15節 第2を準用する。

### 第3 防災対策要員に対する防災教育

一般災害対策編 第2章 第15節 第3を準用する。

### 第4 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練

一般災害対策編 第2章 第15節 第4を準用する。

### 第5 学校教育における防災教育

一般災害対策編 第2章 第15節 第5を準用する。

### 第6 災害教訓の伝承

一般災害対策編 第2章 第15節 第6を準用する。

## 第15節 防災訓練

【市長公室、総務部、市民生活部、保健福祉部、産業部、建設部、水道部、教育委員会、  
その他防災関係機関】

災害対策活動の円滑を期すため、市及び防災関係機関並びに市民・自主防災組織、事業所等が一体となって、実効性のある総合的な訓練を実施する。これによって、各機関相互及び市民との緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画の運用の習熟化と防災意識の高揚を図るものとする。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

### 第1 総合防災訓練

一般災害対策編 第2章 第16節 第1を準用する。

### 第2 個別訓練

一般災害対策編 第2章 第16節 第2を準用する。

### 第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

一般災害対策編 第2章 第16節 第3を準用する。

### 第4 訓練の評価と市地域防災計画等への反映

一般災害対策編 第2章 第16節 第4を準用する。

## 第16節 自主防災組織の整備

【市民生活部、白河地方広域市町村圏消防本部】

地震による被害を軽減するには、地域住民自身が初期消火や救出・救護などの防災活動に取り組む必要がある。このような活動においては、住民相互の協力や組織的な連携が重要であるため、地域の防災活動の中核として位置づけられる自主防災組織の育成強化に努めるものとする。

### 第1 自主防災組織の育成指導

一般災害対策編 第2章 第17節 第1を準用する。

### 第2 自主防災組織の編成基準

一般災害対策編 第2章 第17節 第2を準用する。

### 第3 自主防災組織の活動

一般災害対策編 第2章 第17節 第3を準用する。

### 第4 自主防災組織の充実

一般災害対策編 第2章 第17節 第4を準用する。

### 第5 企業防災の促進

一般災害対策編 第2章 第17節 第5を準用する。

### 第6 地区防災計画の作成

一般災害対策編 第2章 第17節 第6を準用する。

## 第17節 要配慮者対策

【市民生活部、保健福祉部】

高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者いわゆる「要配慮者」が地震の発生時において、犠牲になる場合が多くなっている。  
こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進するものとする。

### 第1 白河市地域防災計画、全体計画において定める全般的事項

一般災害対策編 第2章 第18節 第1を準用する。

### 第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

一般災害対策編 第2章 第18節 第2を準用する。

### 第3 個別計画の策定

一般災害対策編 第2章 第18節 第3を準用する。

### 第4 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築

一般災害対策編 第2章 第18節 第4を準用する。

### 第5 要配慮者利用施設等における対策

一般災害対策編 第2章 第18節 第5を準用する。

### 第6 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

一般災害対策編 第2章 第18節 第6を準用する。

### 第7 避難所の整備

一般災害対策編 第2章 第18節 第7を準用する。

### 第8 福祉避難所の指定

一般災害対策編 第2章 第18節 第8を準用する。

### 第9 在宅者に対する対策

一般災害対策編 第2章 第18節 第9を準用する。

### 第10 外国人及び市外からの来訪者への対策

一般災害対策編 第2章 第18節 第10を準用する。

## 第18節 災害ボランティアとの連携

【市民生活部、保健福祉部、市社会福祉協議会】

震災時には、市及び防災関係機関の活動とともに、市民等による自主的、かつ、きめ細かなボランティアによる対応が必要不可欠となる。

そのため市は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、体制づくりを推進するものとする。

### 第1 ボランティア活動の意義

一般災害対策編 第2章 第19節 第1を準用する。

### 第2 ボランティアの啓発活動

一般災害対策編 第2章 第19節 第2を準用する。

### 第3 ボランティア団体等の把握

一般災害対策編 第2章 第19節 第3を準用する。

### 第4 ボランティアの種類

一般災害対策編 第2章 第19節 第4を準用する。

### 第5 災害ボランティアの受入れ体制の整備

一般災害対策編 第2章 第19節 第5を準用する。

## 第3章 災害応急対策計画



## 第1節 応急活動体制

地震による災害が発生し、または発生するおそれがある場合、市及び防災関係機関は災害対策を迅速かつ効果的に推進し、被害の発生を最小限にとどめるものとする。

この場合、市は法令、市地域防災計画の定めるところにより、その有する全機能を発揮して、災害応急対策に努めるものとする。

### 第1 白河市災害対策本部の設置

一般災害対策編 第3章 第1節 第1を準用する。

### 第2 災害対策本部の運営

一般災害対策編 第3章 第1節 第2を準用する。

## 第2節 職員・市消防団の動員配置

【白河市、白河市消防団】

災害発生時においては、初動体制を早期に確立することが、その後の災害応急対策活動を円滑に実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員・市消防団員の動員伝達方法等を確立し、迅速化を図るものである。

### 第1 配備基準

一般災害対策編 第3章 第2節 第1を準用する。

### 第2 職員の動員

一般災害対策編 第3章 第2節 第2を準用する。

### 第3 職員の配備

一般災害対策編 第3章 第2節 第3を準用する。

### 第4 市消防団員の動員

一般災害対策編 第3章 第2節 第4を準用する。

## 第3節 地震災害情報等の収集・伝達

【市民生活部、建設部、白河地方広域市町村圏消防本部、その他防災関係機関】

地震災害が発生した場合、災害情報の収集・伝達について迅速かつ的確に行うものとする。

### 第1 地震情報等の受理伝達

#### 1 気象庁の地震情報

気象庁が発表する地震に関する情報等の受理伝達は、次のとおりである。

##### (1) 情報等の種類

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報(地震回数に関する情報)」で発表します。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
------------	---	--

(2) 福島地方気象台の情報の発表基準

- ① 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき。
- ② その他、地域住民に周知させることが適切と思われるとき（群発地震等）。
- ③ 特に発表が必要と認めた場合。

(3) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。

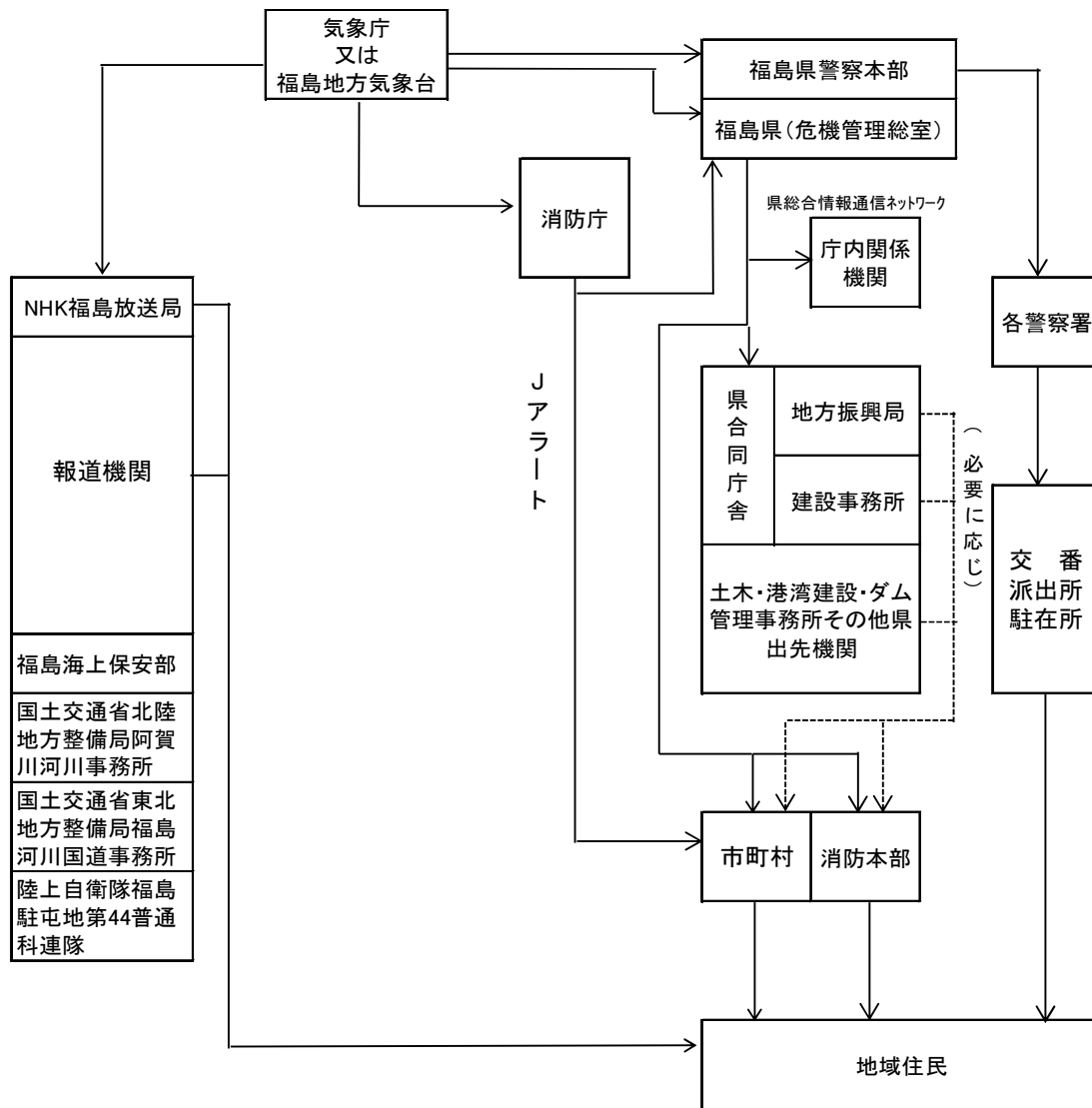
(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

(4) その他

福島地方気象台は、福島県内で震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう地震の概況を地震解説資料として発表する。

(5) 地震情報等の受理伝達

地震情報等については、次の受理伝達系統図により迅速・的確に伝達される。



## 第4節 被害情報等の収集・伝達

【総務部、市民生活部、保健福祉部、産業部、建設部、水道部、教育委員会、  
白河地方広域市町村圏消防本部、白河警察署、その他防災関係機関】

地震災害が発生した場合、災害状況の調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本情報であるため、各種の情報収集を迅速・的確に行うものとする。  
また、概括情報を関係各機関へ適時通報（伝達）をするものとする。

### 第1 被害情報等の収集・伝達体制

一般災害対策編 第3章 第4節 第1を準用する。

### 第2 被害報告の要領

一般災害対策編 第3章 第4節 第2を準用する。

## 第5節 通信の確保

【市長公室、総務部、市民生活部、産業部、東日本電信電話(株)福島支店、各アマチュア無線団体、その他防災関係機関】

地震災害時には、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧事業を迅速かつ適確に実施し、通信の疎通の確保に努めるものとする。

### 第1 伝達体制

一般災害対策編 第3章 第5節 第1を準用する。

## 第6節 応援協力の要請

【市長公室、市民生活部】

地震災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要である。市及び防災関係機関は、応援協定等により応援協力を要請した場合、適切かつ迅速な応援協力が得られるように体制の整備を図るものとする。また、市長は、知事に対して職員の派遣要及び応急対策の実施を求めることができる。

### 第1 応援協力の要請

一般災害対策編 第3章 第6節 第1を準用する。

### 第2 応援受援体制の確保

一般災害対策編 第3章 第6節 第2を準用する。



## 第7節 災害広報

【市長公室、総務部、市民生活部、保健福祉部、産業部、教育委員会、報道機関等】

震災時において、被災地、隣接地区の住民及び市民に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、防災関係機関と連携して、災害状況、災害応急対策の実施状況等を適時的確に広報をするものとする。

### 第1 広報活動及び実施手順

一般災害対策編 第3章 第7節 第1を準用する。

### 第2 報道機関への発表

一般災害対策編 第3章 第7節 第2を準用する。

## 第8節 消火活動

【市民生活部、白河地方広域市町村圏消防本部、白河市消防団】

地震による二次災害で、最も大きな被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害を軽減するため、消防本部及び消防団は、全ての消防力を最大限に活用し、消防活動に取り組むものとする。

また、大規模な火災時には、協定等による広域応援要請を行うものとする。

### 第1 消防本部による消防活動

消防本部（白河消防署）は、地震火災に対し総力をあげて消防活動に当たるとともに、消防団等を指揮し、次により活動するものとする。

#### 1 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況を迅速に把握するとともに、的確に対応するため消防車等の市内巡回による災害情報の収集を行うものとする。

#### 2 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行うものとする。

#### 3 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

#### 4 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能な地域を優先して行うものとする。

#### 5 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たるものとする。

#### 6 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に発生した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

#### 7 火災現場活動の原則

- (1) 出動隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算時を総合的に判断し、行動を決定する。
- (2) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- (3) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

## 第2 消防団による活動

消防本部（白河消防署）と連携を図り、次の活動を行うものとする。

### 1 情報収集活動

市内の災害情報の収集・伝達を積極的に行うものとする。

### 2 出火防止

地震の発生により、火災等の二次災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図るものとする。

### 3 消火活動

消防隊が到着するまでの間、または消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行うものとする。

### 4 救助活動

消防本部（白河消防署）による活動に協力するとともに、要救助者の救助・救出活動及び負傷者の応急処置を行い、更に安全な場所への搬送を行うものとする。

### 5 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合には、関係機関と連絡を密にして、住民に伝達するとともに、住民を安全に避難誘導するものとする。

## 第3 県内隣接協定及び統一応援協定による応援

消防本部は、単独での消防活動が困難であると判断したときは隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請するものとする。

また、それでも対応できない場合は福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行うものとする。

## 第4 他都道府県への応援要請

1 市長は、地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、次の手続きによって知事への応援要請を行う。

(1) 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

市長は他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。

- ① 火災の状況及び応援要請の理由
- ② 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ④ 市への進入経路及び結集場所

(2) 緊急消防援助隊の受入れ態勢

他都道府県緊急消防援助隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、次により連絡体制を整備するものとする。

- ① 緊急消防援助隊の誘導方法
- ② 緊急消防援助隊の人員、機材数、指導者等の確認
- ③ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

### 2 広域航空消防応援

市長は必要に応じて、県（災害対策本部総括班）を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要請要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。

## 第9節 救助・救急

【市民生活部、建設部、白河地方広域市町村圏消防本部、白河市消防団、その他防災関係機関】

地震発生後には、生命・身体の安全を守ることは最優先されるべき課題であり、市及び関係機関は、人員・資機材等を優先的に投入し、救助・救急活動を迅速かつ適正に行うものとする。

また、市民及び各自主防災組織においても自主的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急を実施する関係機関に協力することが求められる。

### 第1 関係機関の救助・救急活動

一般災害対策編 第3章 第9節 第1を準用する。

### 第2 市による救助・救急活動

一般災害対策編 第3章 第9節 第2を準用する。

### 第3 自主防災組織、事業所等による救助活動

一般災害対策編 第3章 第9節 第3を準用する。

### 第4 広域応援

一般災害対策編 第3章 第9節 第4を準用する。

# 第10節 自衛隊派遣要請

【総務部、市民生活部】

地震発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明確にし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とするものとする。

## 第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲

一般災害対策編 第3章 第10節 第1を準用する。

## 第2 災害派遣要請の要求要領

一般災害対策編 第3章 第10節 第2を準用する。

## 第3 災害派遣部隊の受入れ体制の整備

一般災害対策編 第3章 第10節 第3を準用する。

## 第4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

一般災害対策編 第3章 第10節 第4を準用する。

## 第5 派遣部隊の撤収

一般災害対策編 第3章 第10節 第5を準用する。

## 第6 経費の負担区分

一般災害対策編 第3章 第10節 第6を準用する。

## 第11節 避難

【市長公室、総務部、市民生活部、保健福祉部、建設部、教育委員会、白河警察署、白河市消防団、白河地方広域市町村圏消防本部、その他防災関係機関】

災害の発生またはその危険が切迫して安全を脅かされている市民や来訪者は、速やかに危険地域から安全な場所に避難させなくてはならないことから、避難準備・高齢者等避難開始情報の提供、避難勧告、避難指示（緊急）並びに警戒区域や避難所の開設等に関する体制を整備するものとする。

また、被災市町村からの受入能力が不足する場合は、県の協力を得て避難所を設置することができるものとする。

### 第1 住民避難情報や災害発生情報の発令

一般災害対策編 第3章 第11節 第1を準用する。

### 第2 警戒区域の設定

一般災害対策編 第3章 第11節 第2を準用する。

### 第3 避難の誘導

一般災害対策編 第3章 第11節 第3を準用する。

### 第4 避難所の開設等

一般災害対策編 第3章 第11節 第4を準用する。

### 第5 安否情報の提供等

一般災害対策編 第3章 第11節 第5を準用する。

## 第12節 医療・助産救護

【保健福祉部、白河地方広域市町村圏消防本部、(社)白河医師会】

地震発生時には、医療機関の機能停止や被災住民の応急医療が困難になる等、様々な事態が予想されるため、医療・助産救護計画を定め、迅速に対策と活動を行うものとする。

### 第1 医療・助産救護活動

一般災害対策編 第3章 第12節 第1を準用する。

### 第2 応急救護所の設置

一般災害対策編 第3章 第12節 第2を準用する。

### 第3 救護班の業務

一般災害対策編 第3章 第12節 第3を準用する。

### 第4 応援の要請

一般災害対策編 第3章 第12節 第4を準用する。

### 第5 傷病者等の搬送

一般災害対策編 第3章 第12節 第5を準用する。

### 第6 医薬品、資機材の確保等

一般災害対策編 第3章 第12節 第6を準用する。

## 第13節 道路の確保（道路障害物除去等）及び緊急輸送対策

【総務部、市民生活部、産業部、建設部、水道部、教育委員会、その他防災関係機関】

地震発生直後の道路の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、及び応急復旧を行うとともに、災害応急対策の実施に当たり必要な要員、緊急物資、資材等の輸送を確保するものとする。

### 第1 道路の確保（道路障害物除去等）

建設部（応急復旧部）は、県と相互に連絡をとり、県において指定している緊急輸送路について、第1次確保路線から開通作業を行うものとする。

なお、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の路線を緊急輸送路として確保するものとする。

また、災害時においては交通の混乱が発生するため、警察署に対し緊急輸送路の確保について要請を行うものとする。

#### 1 優先開通道路の選定基準

##### (1) 選定基準

「第2章 第11節 緊急輸送路の環境整備」の中で指定された緊急輸送路とする。

##### (2) 開通作業の優先順位

緊急性の高い第1次確保路線、第2次確保路線、第3次確保路線の順に優先して、開通作業を行うものとする。

##### 第1次確保路線

種 別	路 線 名	区 間
国 道	4 号	西郷村境～泉崎村境
国 道	289 号	棚倉町境～西郷村境
高速自動車道	東北自動車道	白河 I C～矢吹 I C

[資料2-12： 緊急輸送路（第2次・第3次、市独自路線）]

#### 2 資機材の確保

市は、障害物除去及び応急復旧のための資機材の確保を図るものとする。

また、市内の建設業等の関係団体との連絡を密にして使用可能な建築機械等の把握を行うとともに、民間所有の応急復旧用の資機材の確保について、国・日本道路公団・県との調整を図るものとする。

#### 3 道路開通作業の実施

市は、市内の道路の被災状況（道路被害及び道路上の障害物の状況）を調査し、速やかに県に報告するとともに、開通作業の調整を図るものとする。

### 第2 緊急輸送路等の確保

一般災害対策編 第3章 第13節 第2を準用する。

### 第3 輸送拠点

一般災害対策編第3章 第13節 第3を準用する。

### 第4 緊急輸送の範囲・手段

一般災害対策編第3章 第13節 第1を準用する。



## 第14節 災害警備活動及び交通規制措置

【市民生活部・白河市消防団・白河地方広域市町村圏消防本部・白河警察署】

大規模の地震発生時においては、様々な社会的混乱や交通混乱が予測されることから、市及び警察は、緊密な連絡の下に警備活動を推進するとともに、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努めるものとする。また、市民の安全確保、各種犯罪の予防、交通秩序の維持等の活動に努めるものとする。

### 第1 災害警備活動

一般災害対策編 第3章 第14節 第1を準用する。

### 第2 交通規制措置

一般災害対策編 第3章 第14節 第2を準用する。

### 第3 緊急通行車両

一般災害対策編 第3章 第14節 第3を準用する。

### 第4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

一般災害対策編 第3章 第14節 第4を準用する。

## 第15節 防疫及び保健衛生

【市民生活部、保健福祉部】

地震被害による生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件が重なるため、防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止に万全を期するとともに、災害ストレス等の被災者の心身の健康にも十分配慮した保健衛生活動の実施に努めるものとする。

### 第1 防疫活動

一般災害対策編 第3章 第15節 第1を準用する。

### 第2 食品衛生監視

一般災害対策編 第3章 第15節 第2を準用する。

### 第3 健康支援活動

一般災害対策編 第3章 第15節 第3を準用する。

### 第4 精神保健活動

一般災害対策編 第3章 第15節 第4を準用する。

### 第5 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

一般災害対策編 第3章 第15節 第5を準用する。

### 第6 動物（ペット）救護

一般災害対策編 第3章 第15節 第6を準用する。

## 第16節 災害廃棄物処理対策

【市民生活部、産業部、建設部、水道部、白河地方広域市町村圏整備組合】

災害時に発生する、破損や倒壊した家屋の廃材、粗大ごみ、汚物、土砂、竹木等の散乱・堆積物など災害廃棄物の収集処理、更には、障害物を除去して被災者の保護を図る等、環境保全、公衆衛生の確保、応急対策・復旧対策の実施を図るものとする。

### 第1 がれき発生量の推計

地震災害・火災により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、更には地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等大量の廃棄物（がれき）が発生することが想定される。

市は、がれきの発生量を、県の地震・津波被害想定調査結果等から事前にその発生量を想定し、廃棄物処理計画を策定しておく必要がある。この場合において、定期的に調査を実施し、中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場所を確保しておくよう努める。

なお、がれき量の推定には、木造1㎡当り0.35t、非木造1.20tを目安とする。

### 第2 がれき処理体制の確保

がれきの処理については、原則として市又はがれきの発生原因となる各施設管理者が処理することになるが、がれきが一時的かつ大量に発生することになるため、国、県、関係市町村及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

### 第3 がれき処理対策

#### 1 仮置場の確保

大量にがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、市はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

#### 2 分別収集体制の確保

発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

#### 3 適正処理・リサイクル体制の確保

震災時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するがれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。

このため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討しておく。

#### 4 広域処分体制の確保

大量のがれき等を処分するためには、圏外の最終処分場に処分を依頼することも想定されるため、県と連携のもと、広域処分対策を検討する。

#### 5 粉じん等の公害防止

がれき等の応急処分の過程においては、粉じん、有害物質の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害（大気汚染）が発生するおそれがあるため、市は、その実態を把握するとともに、公害防止対策を行うよう関係機関に対し、指導する。

### 第4 災害廃棄物排出量の推計

一般災害対策編 第3章 第16節 第1を準用する。

### 第5 収集対策

一般災害対策編 第3章 第16節 第2を準用する。

### 第6 ごみ処理対策

一般災害対策編 第3章 第16節 第3を準用する。

### 第7 ごみ処理施設

一般災害対策編 第3章 第16節 第4を準用する。

### 第8 し尿処理対策

一般災害対策編 第3章 第16節 第5を準用する。

### 第9 し尿処理施設

一般災害対策編 第3章 第16節 第6を準用する。

### 第10 応援体制の確保

一般災害対策編 第3章 第16節 第7を準用する。

## 第17節 給水救護対策

【水道部】

地震発生により給水施設が破壊等の被害を受けた場合、応急飲料水の供給を迅速かつ適確に実施するものとする。

### 第1 給水の救護対策

一般災害対策編 第3章 第17節 第1を準用する。

## 第18節 食料救護対策

【総務部、市民生活部、保健福祉部、産業部、監査委員、選挙管理委員会、教育委員会】

震災時における食料を確保し、炊飯のできない被災者に対し応急的な炊き出し等を行い、食生活の保護を図るものとする。

### 第1 食料の救護対策

一般災害対策編 第3章 第18節 第1を準用する。

### 第2 食料の確保

一般災害対策編 第3章 第18節 第2を準用する。

### 第3 災害時における食品集積場所

一般災害対策編 第3章 第18節 第3を準用する。

### 第4 救援物資の仕分け作業

一般災害対策編 第3章 第18節 第4を準用する。

### 第5 食料の輸送

一般災害対策編 第3章 第18節 第5を準用する。

## 第19節 生活必需物資救援対策

【総務部、市民生活部、保健福祉部、産業部、教育委員会、会計課】

震災時における罹災者に対する衣料、生活必需品、その他の物資を確保し、給与または貸与を行い被災者の応急的な生活の確保を図るものとする。

### 第1 生活必需物資の救援対策

一般災害対策編 第3章 第19節 第1を準用する。

### 第2 災害時における救援物資集積場所

一般災害対策編 第3章 第19節 第2を準用する。

### 第3 救援物資の仕分け作業

一般災害対策編 第3章 第19節 第3を準用する。

### 第4 生活必需品の輸送

一般災害対策編 第3章 第19節 第4を準用する。

## 第20節 被災地の応急対策

【市民生活部、保健福祉部、産業部、建設部】

被災地内の住民の生活を復旧させるため、道路や宅地内等の障害物を速やかに除去するとともに、自力で住宅を確保できない者や応急修理ができない者に対しては、仮設住宅の提供や被害家屋の応急修理を実施し、市民生活の復旧を支援するものとする。

### 第1 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

一般災害対策編 第3章 第20節 第1を準用する。

### 第2 障害物の除去

一般災害対策編 第3章 第20節 第2を準用する。

### 第3 応急仮設住宅の建設

一般災害対策編 第3章 第20節 第3を準用する。

### 第4 住宅の応急修理等

一般災害対策編 第3章 第20節 第4を準用する。

### 第5 土木施設の応急対策

一般災害対策編 第3章 第20節 第5 1を準用する。

### 第6 災害相談対策

一般災害対策編 第3章 第20節 第6を準用する。



## 第21節 死者の捜索、遺体の処理等

【市民生活部、保健福祉部、白河警察署、白河地方広域市町村圏消防本部】

震災により既に死亡していると推定される者の捜索・収容については、関係機関と連携し速やかに捜索等を行うものとする。また、身元の判明しない死亡者または引き取り手のない遺体については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)等及び環境衛生や人心安定の見地から埋火葬を実施するものとする。

### 第1 全般的な事項

一般災害対策編 第3章 第21節 第1を準用する。

### 第2 遺体の捜索

一般災害対策編 第3章 第21節 第2を準用する。

### 第3 遺体の収容

一般災害対策編 第3章 第21節 第3を準用する。

### 第4 遺体の火葬、埋葬

一般災害対策編 第3章 第21節 第4を準用する。

### 第5 災害弔慰金の支給

一般災害対策編 第3章 第21節 第5を準用する。

## 第2.2節 ライフライン関連施設の応急対策

【水道部、東北電力ネットワーク(株)白河電力センター、ガス事業者、東日本電信電話(株)福島支店、東日本旅客鉄道(株)新白河駅、福島交通(株)白河営業所、ジェイアールバス関東(株)白河支店、】

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信等の生活に密着した施設が被災した場合、市民生活に重大な支障をきたすことから、速やかな応急復旧対策を確立するものである。

### 第1 上水道施設応急対策

一般災害対策編 第3章 第2.2節 第1を準用する。

### 第2 下水道施設応急対策

一般災害対策編 第3章 第2.2節 第2を準用する。

### 第3 電気施設応急対策 [東北電力ネットワーク(株)白河電力センター]

一般災害対策編 第3章 第2.2節 第3を準用する。

### 第4 ガス施設(都市ガス)応急対策 [東北ガス株式会社]

一般災害対策編 第3章 第2.2節 第4を準用する。

### 第5 電気通信施設応急対策 [東日本電信電話(株)福島支店]

一般災害対策編 第3章 第2.2節 第5を準用する。

### 第6 鉄道施設応急対策 [東日本旅客鉄道(株)新白河駅]

一般災害対策編 第3章 第2.2節 第6を準用する。

### 第7 バス応急対策 [福島交通(株)白河営業所、ジェイアールバス関東(株)白河支店]

一般災害対策編 第3章 第2.2節 第7を準用する。

## 第23節 公共建築物及び道路、河川施設等の応急対策

【総務部、市民生活部、保健福祉部、産業部、建設部、水道部、教育委員会】

震災時において、応急対策活動上重要な公共施設、道路・橋梁施設等を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援の交通道路の確保に努めるものとする。

また、地震により河川等の被害を受けた場合は、浸水等の被害が予想されるため、必要な対策を講じるものとする。

### 第1 公共施設等の応急対策

1 各公共施設等の管理は、災害発生時においては、施設の機能及び人命の安全確保を図るとともに、自主的な防災活動により被害の軽減を図るために、次の措置を講じるものとする。

(1) 利用者等の避難誘導及び混乱の防止にかかわる措置

(2) 施設の安全確保にかかわる措置

① 電気施設の点検等

② 給排水施設の点検等

③ 電話施設の点検等

④ 無線通信施設の点検等

(3) 施設内の出火防止にかかわる措置

2 施設の被害状況調査等

施設管理者は、地震発生後、速やかに施設の被害状況を調査し、調査結果を担当部及び災害対策本部に報告するものとする。

また、避難所に指定されている施設管理者は、施設が避難所として使用できるか判断し、報告するものとする。

なお、被害状況により判断が難しい場合は、災害対策本部に応急危険度判断士の派遣を要請するものとする。

### 第2 教育施設・文化財の応急対策

「第24節文教対策」により文教施設及び文化財等の応急対策について、定めるものとする。

### 第3 道路等・橋梁の応急対策

1 道路・橋梁の応急対策

道路管理者等は、災害の規模に応じて応急対策体制を設け、速やかに所管の道路・橋梁等について被害の状況を把握し、県（土木部）へ報告するものとする。

また、道路上の倒壊物及び落下物等、通行の支障となる障害物等を速やかに除去するとともに、次により交通の確保を図るものとする。

(1) 必要に応じて、道路パトロールカーで広報する。

(2) 臨時交通規制等の措置により、利用者の安全を確保する。

(3) 必要に応じて、迂回路を選定し表示する。

(4) 被災道路・橋梁等の応急復旧対策措置を行うものとする。

## 2 復旧計画の策定

被害状況に基づき、早急に応急復旧計画を策定するとともに、県へ報告するものとする。  
また、この場合は復旧のための優先順位を明示するものとする。

## 第4 河川等の応急対策

地震により、河川堤防や護岸施設、内水排除施設等が破損した場合、県南建設事務所と緊密な連携を図り、速やかに被害状況を把握し、所管機関と協力して応急復旧に努めるものとする。

なお、本計画に定めのない事項については、市水防計画書及び県水防計画書によるものとする。

## 第24節 文教対策

【建設部、教育委員会】

地震発生時において、児童及び生徒の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するために、災害時における応急対策計画を定めるものとする。また、文化財の応急対策に努めるものとする。

### 第1 児童・生徒等保護対策及び応急教育対策

一般災害対策編 第3章 第23節 第1を準用する。

### 第2 教科書及び学用品の調達・支給

一般災害対策編 第3章 第23節 第2を準用する。

### 第3 文化財の保護及び応急対策

一般災害対策編 第3章 第23節 第3を準用する。

## 第25節 要配慮者対策

【市民生活部、保健福祉部、教育委員会】

地震発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等に支障が生じるおそれがあるため、市及びに防災関係機関は、情報伝達、避難誘導・避難所等において、特に配慮し、速やかな応急対策を積極的に進めるものとする。また、避難所はユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設の環境整備に努めるものとする。

### 第1 要配慮者に係る対策

一般災害対策編 第3章 第24節 第1を準用する。

### 第2 社会福祉施設等に係る対策

一般災害対策編 第3章 第24節 第2を準用する。

### 第3 障がい者及び高齢者に係る対策

一般災害対策編 第3章 第24節 第3を準用する。

### 第4 児童に係る対策

一般災害対策編 第3章 第24節 第4を準用する。

### 第5 外国人に係る対策

一般災害対策編 第3章 第24節 第5を準用する。

## 第26節 災害ボランティアとの連携

【市民生活部、保健福祉部、市社会福祉協議会】

大規模な地震が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、災害ボランティアによる対応は必要不可欠である。

市は、震災時におけるボランティア活動が円滑に実施できるよう、市社会福祉協議会と連携し、万全な体制づくりを図るとともに、市内外からの災害ボランティアの受入れを行うものとする。

### 第1 ボランティア団体等の受入れ

一般災害対策編 第3章 第25節 第1を準用する。

### 第2 ボランティアの活動内容

一般災害対策編 第3章 第25節 第2を準用する。

### 第3 連携体制の確保

一般災害対策編 第3章 第25節 第3を準用する。

## 第27節 災害救助法の適用等

【市民生活部】

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合、県知事の実施により行われ、市長は、県知事を補助することとされている。

災害の事態が急迫し、救助を迅速に行う必要があると知事に認められた場合、市長は、知事の権限に属する救助の実施の一部を実施することができる。

また、災害救助法の適用に当たっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行規則の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行うものとする。

### 第1 災害救助法の適用

一般災害対策編 第3章 第26節 第1を準用する。

### 第2 災害救助法の適用手続き等

一般災害対策編 第3章 第26節 第2を準用する。

### 第3 救助の実施状況の記録及び報告

一般災害対策編 第3章 第26節 第3を準用する。

### 第4 特別基準の申請

一般災害対策編 第3章 第26節 第4を準用する。

### 第5 災害救助法による救助の種類及び救助費の繰替支弁

一般災害対策編 第3章 第26節 第5を準用する。

### 第6 災害対策基本法に基づく強制権等

一般災害対策編 第3章 第26節 第6を準用する。



## 第28節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

【市民生活部】

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し「被災者生活再建支援法」(以下「支援法」という。)に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。  
また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付するものとする。

### 第1 被災者生活再建支援法に基づく支援

一般災害対策編 第3章 第27節 第1を準用する。

### 第2 罹災証明書の交付

一般災害対策編 第3章 第27節 第2を準用する。

### 第3 被災者台帳

一般災害対策編 第3章 第27節 第3を準用する。

## 第4章 災害復旧計画

## 第1節 施設の復旧対策

【市長公室、総務部、市民生活部、保健福祉部、産業部、建設部、水道部、教育委員会、指定公共機関、指定地方公共機関】

災害により被害を受けた施設の復旧は、原形の復旧に併せて、再度被害の発生を防止するために必要な施設の設計または改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

また、被災施設の復旧に際しては、災害の実情や自然的・社会的な要因等を詳細に把握・検討し、総合的な見地から計画的な復興事業を促進するものとする。

### 第1 災害復旧事業計画の作成

一般災害対策編 第4章 第1節 第1を準用する。

### 第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

一般災害対策編 第4章 第1節 第2を準用する。

### 第3 激甚災害の指定

一般災害対策編 第4章 第1節 第3を準用する。

### 第4 災害復旧事業の実施

一般災害対策編 第4章 第1節 第4を準用する。

## 第2節 被災地の生活安定

【市長公室、総務部、市民生活部、保健福祉部、産業部、建設部、会計課、白河地方広域市町村圏消防本部、白河郵便局、その他防災関係機関】

大規模震災時には、多くの住家や家財の喪失、あるいは生命が危険に瀕するなど、日常と大きくかけ離れた非常事態のなかで、地域社会や市民生活が混乱に陥る可能性がある。これらの事態は、速やかな災害復旧を妨げる要因となるため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力して、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるものとする。

### 第1 義援金品の配分

一般災害対策編 第4章 第2節 第1を準用する。

### 第2 被災者の生活確保

一般災害対策編 第4章 第2節 第2を準用する。

### 第3 災害弔慰金の支給

一般災害対策編 第4章 第2節 第3を準用する。

### 第4 被災者への融資

一般災害対策編 第4章 第2節 第4を準用する。

# 白河市地域防災計画

## 地震災害対策編

編集発行 白河市防災会議

事務局 白河市市民生活部生活防災課

〒961-8602

福島県白河市八幡小路7番地1

TEL 0248-(22)-1111(代)

FAX 0248-(27)-0775